

塵芥収集自動車売却共通仕様書

この共通仕様書は、今回のすべての売却車両に関し共通に当てはまる事項について記載したものです。個々の車両の詳細については別紙「個別仕様書」をご参照ください。

1 売却車両・予定価格・仕様 別紙「個別仕様書」のとおり

2 引渡場所 別紙「個別仕様書」のとおり

3 引渡期限 令和6年12月16日（月）

車両、譲渡証、リサイクル証明書、車の鍵は、契約金額及び預託済みリサイクル料金の納入並びに一時抹消登録が終了した後に引渡します。具体的な引渡日時は、土・日・祝日を除く日の午前9時から12時又は午後1時から4時までの間で、買受者と横須賀市で調整の上決定します。

4 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金については別紙「個別仕様書」のとおり預託済みです。預託済みのリサイクル料金は、契約後、横須賀市が発行する納付書により、契約金額とは別に買受者が支払うものとし、本契約金額には含みません。

5 契約金額等の支払

本市の発行する納入通知書により契約金額及び預託済みリサイクル料金を令和6年12月9日（月）までにお支払いください。なお、納入通知書領収書の写しを令和6年12月9日（月）までに本市担当者へ提出してください。

6 自動車取得税等

この契約に伴い発生する諸税（取得税等）については、買受者の責任・負担において適切に処理してください。

7 自動車検査証の登録抹消

買受者は、車両引渡し前に、自動車検査証の「横須賀市」の登録を抹消して、登録識別情報等通知書の写しを本市担当者に提出してください。抹消の登録等に係る諸経費は、買受者が負担するものとします。

8 引渡事項

- (1) 車両は現状有姿での引渡しとなります。車両の状態については現車下見会でご確認ください。現車下見会に参加しなくても入札はできますが、その場合は車両の状態について承諾したものとみなします。車両の状態について疑義がある場合は、必ず現車下見会の際に確認してください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
- (2) 横須賀市は売却車両について契約不適合責任を負いません。また、引渡し後に売

却車両が契約の目的に適合しないものであることを発見しても横須賀市は一切の責任を負いません。

- (3) 一度引渡しした車両はいかなる理由があっても返品・交換はできません。
- (4) 車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。
- (5) 引渡し後の車両の運搬は買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等必要とされる費用は、買受者の負担とします。
- (6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責において行い、路上等に放置しないでください。また、本市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出してください。
- (7) 車両のデザイン・文字は、車両引渡し後 20 日以内に買受者が塗りつぶし等により削除してください。デザイン・文字がシールで貼付されている車両において、シールを剥がした後にデザイン・文字が識別できる跡が残った場合はその跡も塗りつぶし等により削除してください。

削除した証明として車両の前、左右、後方の写真を引渡し後 20 日以内に本市担当者に提出してください。

削除の範囲は引渡し後の車両の用途により以下のとおりとします。

ア. 車両を横須賀市外で使用する場合

「よこすか」及び「車両番号」の文字、「海の手シンボルマーク」を削除してください。

イ. 車両を横須賀市内で使用する場合（下記ウ以外）

ア. に記載の事項に加え、車両色（ページュ色）以外の全てのデザイン塗装を削除してください。

ウ. 車両を横須賀市の「定日ごみ収集運搬業務委託」で使用する場合

デザイン塗装等の再利用を認めます。この場合、当該車両を「定日ごみ収集運搬業務委託」に使用する車両とする手続きを速やかに行い、その旨を引渡し後 20 日以内に本市担当者に報告してください。

- (8) 車両引渡し後に受領書を提出してください。

9 その他

- (1) 引渡し車両を、買受当初に横須賀市内で使しないこととしても、その後の事情により横須賀市内で使うこととなった場合は、買受者の責任において、車両色（ページュ色）以外のデザイン塗装を削除してください。

いかなる場合も、デザイン塗装等を再利用した引取車両を「定日ごみ収集運搬業務委託」以外の用途で横須賀市内において使うことは認めません。

- (2) この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

10 担当者

環境部久里浜収集事務所 杉本 電話 0 4 6 （ 8 3 6 ） 4 8 2 8